

平成25年（行ウ）第162号 事業認可処分取消請求事件

原告 ○○○○ 外4名

被告 国

参加人 東京都

求 釈 明 申 立 書

東京地方裁判所民事第3部A1係 御中

平成25年10月25日

原告訴訟代理人弁護士	坂	勇一郎
同	加納	小百合
同	泉澤	章
同	洪	美 絵
同	上原	公 太
同	瀬川	宏 貴
同	久保田	明 人

- 1 被告国は、準備書面（１）の２３頁１３行目以下において、「本件事業の前提となる本件都市計画の内容は、総括図、計画図及び計画書によって表示される」と述べたうえで、同１８行目以下において、「関東整備局長は、本件道路の位置及び区域については、上記計画図と『事業地を表示する図面』…として申請書に添付された位置図…及び平面図を照合し」と主張し、また、同２１行目以下において、「上記計画図書と『設計の概要を表示する図書』…として申請書に添付された設計概要図…を照合し」という。そこで、上記において被告国が照合したという、本件都市計画の「計画図」及び「計画書」を書証として提出されたい。
- 2 被告国は、本件都市計画についての「事業地表示図」として乙４を提出するが、本件「外環の２」計画の都市計画の範囲を画する計画線（乙４の「事業地を使用する部分」とその周辺部分を画する線、及び、「事業地を収用する部分」とその周辺部分を画する線）が、いかなる手続きにより決定されたのか、明らかにされたい。

以 上